

第 6 5 号議案

豊川市保育所条例の一部改正について

豊川市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 8 月 2 8 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市保育所条例の一部を改正する条例

豊川市保育所条例（昭和 3 9 年豊川市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第 3 条関係）		別表（第 3 条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
豊川市立小坂井東保育園	豊川市宿町光道寺41番地	豊川市立小坂井東保育園	豊川市宿町光道寺35番地
(略)		(略)	
豊川市立小坂井北保育園	豊川市宿町光道寺35番地	豊川市立小坂井北保育園	豊川市伊奈町南山新田144番地 1
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

この条例は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、別表豊川市立小坂井北保育園の項の改正規定は、同月 1 6 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、豊川市立小坂井東保育園の建替工事の完了に伴い当該保育所の位置を変更するとともに、豊川市立小坂井北保育園の建替工事に伴い当該保育所の機能を一時的に移転する必要があるからである。